

参考資料 2

報告事項

有害物質等地理情報システムについて

有害物質等地理情報システムについて

1 システム概要

・水質汚濁防止法等で定める有害物質等を使用・貯蔵している事業場について関係機関が所有するデータをweb上で集約し、災害や事故時において、関係機関が地図上で瞬時に被災施設を特定し、使用物質等の情報を閲覧できるシステムを構築し、関係機関と情報共有する。

※ 関係機関（県庁内関係課、県内市町村、消防署、国土交通省河川事務所等）

・災害や事故時には、各関係機関が対応状況等をシステムに随時入力することで、関係機関の間で情報共有を円滑に行う。

・平時には、浸水想定エリア等の事業場等に対する事前の注意喚起に活用する。

2 スケジュール

令和4年8月 システム開発の委託契約

令和5年3月 環境部（関係課、各保健福祉環境事務所等）で運用開始

令和5年4月以降 県内関係機関向けの説明会を開催し、本格運用開始

◆登録予定データ（事業場関係）

法令	登録項目
水質汚濁防止法 ダイオキシン特措法 ^{※1}	事業場名・場所、特定施設の種類の種類、有害物質の種類、排水の検査結果（過去からのデータ）等
毒物及び劇物取締法	事業所名・場所等
廃棄物処理法 ^{※2}	処分業者（事業所）名・場所、許可内容等
消防法	事業者名・場所、危険物の種類等
PRTR法 ^{※3}	事業場名・場所、化学物質の種類・排出量等
PCB特措法 ^{※4}	事業場名、場所等

※1 ダイオキシン類対策特別措置法

※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

※4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

◆登録予定データ（その他）

種類	登録内容
水質事故	事故発生場所、原因、対応経過、写真、動画等
水道取水場所	取水地点名・場所、管理者名等
防災マップ ^o	浸水想定データ
公共用水域常時監視 （水質、底質）	調査地点名・場所、調査結果（過去からのデータ）
地下水調査（水質）	調査地点、調査結果（過去からのデータ）